

情報公開審査会の答申概要（答申第23号）

- 1 対象公文書 自動車保管場所証明申請書（平成13年4月金沢中警察署受理分）
- 2 対象公文書の所管所属 警察本部交通部交通規制課
- 3 不服申立て等の経緯
- (1) H14. 6.28 公開請求 (4) H14.10.11 諮問
- (2) H14. 8.27 一部公開決定 (5) H16. 4. 9 答申（予定）
- (3) H14. 9.17 審査請求
- 4 諮問に係る審査会の判断結果  
申請者の住所、氏名（名称）、自動車の保管場所等を非公開としたことは、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨
<p>申請者の住所、氏名（名称）、電話番号、印影等</p> <p>自動車の車名、型式、車台番号、使用の本拠地、保管場所</p> <p>添付書類（保管場所の所在図・配置図、保管場所、使用権原疎明書面、保管場所使用承認証明書）</p> <p>ただし、国、地方公共団体を除く。</p>	7条2号 (個人情報)	<p>○ 個人の申請書には、当該個人の住所・氏名が記録されており、特定の個人が識別され、条例第7条第2号本文に該当することは明らかである。</p> <p>○ 審査請求人は、非公開情報のほとんどが登録事項等証明書により公開されていると主張するが、当該証明書は、道路運送車両法の規定に基づき国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに記載されている事項を証明した書面で、自動車登録ファイルは情報公開法が適用されない。</p> <p>登録事項等証明書の交付は、私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、特定の自動車登録番号を認識している何らかの関係のある者に限って、所有者の氏名等の個人情報を含めて公証する独自の制度である。</p> <p>自動車保管場所証明制度と登録事項等証明制度は、根拠法令及び目的が全く異なるものであり、本件公文書を公開した場合、道路運送車両法及び情報公開法の趣旨を没却すると言わざるを得ない。</p> <p>登録事項等証明制度は通常、自動車登録番号を特定した上で交付請求するものであるが、本件公文書には自動車登録番号は記録されていないために申請自動車を特定することは困難であることから、同号ただし書き（公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当するとは認められない。</p>
	7条3号 (事業活動情報)	<p>○ 事業者が保有する自動車の中には、当該事業者の名称等が車体本体に記載されている場合があることから、必ずしも内部管理情報であるとは認められないものもあるが、本件公文書を公開した場合、道路運送車両法及び情報公開法の趣旨を没却すると言わざるを得ない。</p>

- 5 審議経過 審査回数 7回

## 第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求に係る公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年6月28日に「車庫証明申請書（中署申請）、平成13年度、平成14年6月28日までの分」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書を「自動車保管場所証明申請書」（以下、「本件公文書」という。）と特定した上で、申請件数が約2万件（公文書総量約10万枚）と著しく大量であるとともに、条例第7条第2号又は第3号に規定する非公開情報が含まれており、その処理に相当の日数を要すると認められたことから、条例第12条第3項の規定により、本件公文書のうちの相当部分について公開決定等をする期間を平成14年8月19日から同月27日まで、また、残りの本件公文書について公開決定等をする期限を平成15年12月31日までとする旨平成14年7月11日に審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、本件公文書のうちの相当部分として、金沢中警察署が平成13年4月に受理した1,380件について、一部を除いて公開する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及びその理由を次のとおり付して、平成14年8月27日に審査請求人に通知した。

（公開しない部分）

#### （1）申請手数料を徴収した申請について

##### ① 自動車保管場所証明申請書のうち、

- ア 車名、型式、車台番号、自動車の大きさの部分
- イ 自動車の使用の本拠の位置及び自動車の保管場所の位置の部分
- ウ 申請者・届出者の郵便番号、電話番号、住所・氏名、印影の部分
- エ 連絡先の部分

##### ② ①に添付されている、保管場所の所在図・配置図、保管場所使用権原疎明書面、保管場所使用承諾証明書の部分

#### （2）手数料を免除した申請について

自動車保管場所証明申請書のうち、欄外の担当者氏名の部分

（公開しない理由）

#### （1）申請手数料を受理した申請について

条例第7条第2号及び第3号に該当

個人からの申請については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することによって、特定の個人が識別され得る情報に該当する。

なお、保管場所使用承諾証明書については、個人が識別できる部分を除いたとしても、個人の意思表示に係る情報は、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

また、法人からの申請については、法人の営業方針等の内部管理に関する情報であり、公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事業活動情報に該当する。

(2) 手数料を免除した申請について

条例第7条第2号に該当

特定の個人が識別される情報に該当する。

### 3 審査請求

審査請求人は平成14年9月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

石川県公安委員会は平成14年10月11日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件公文書の非公開部分の公開を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関の理由説明書に対する意見書は提出されず、また、意見の陳述の機会は求めない旨、審査請求人から口頭で意思表示があった。

ア 本件公開請求の目的は、警察官僚が自動車業界、交通安全協会等と癒着し、交通事故の原因となる危険で道路交通法違反の長時間の路上駐車保管を見逃す汚職の告発である。

イ 請求人が街頭宣伝時に調査すると、一家に3台程度の自動車保有と大型ダンプカーの自宅持込に路上駐車が多く、また、金沢市内において以前、大規模駐車場で通称「車庫飛ばし」が大量に検挙されている。

ウ 非公開としたことは、車庫飛ばしで新車等を購入する公文書偽造行使隠しであると推測できるが、非公開では不正申請等が調査できない。

エ 自動車保管場所証明申請書の証明内容のほとんどの事項は、陸運事務所が発行する「登録事項等証明書」によって公開されており、偽造書類摘発のため、公開すべきである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

###### (1) 同号本文の該当性について

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体であると解されるところ、個人からの申請に係る非公開部分の情報は、氏名以外の幾つかの記述が組み合わされることにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、同号本文に該当する。

###### (2) 同号ただし書の該当性について

審査請求人は、本件公文書のほとんどの事項は、陸運事務所において「登録事項等証明書」として情報公開されている旨、審査請求書の中で主張しているが、その趣旨は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第22条の規定に基づく登録事項等証明書の交付制度を指したものと認められる。

当該制度は、何人も手数料を納付して、国土交通省が保有する「自動車登録ファイル」に記録されている事項を証明した書面の交付を請求できるというものであるが、その形態は、自動車登録番号等を指定し、その範囲で認められるもので、かつ、あくまでも証明書面の請求であって、自動車登録ファイル自体の閲覧を認めるものではない。

したがって、当該証明書面に記載された情報は、同号ただし書イに該当しない。

##### 2 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

法人の自動車の購入・運用等に関する情報は、当該法人の経営・営業方針等にも関わる内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、同号に該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を

基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件公文書の性格等について

(1) 本件公文書は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「自動車保管場所法」という。）、同法施行令（昭和37年政令第329号）及び同法施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の規定に基づき、自動車の保有者が、当該自動車の保管場所証明を得るために管轄の金沢中警察署長に提出した申請書類の控えであって、実施機関の職員が取得し、保管しているものである。

(2) 本件公文書は、「自動車保管場所証明申請書」並びにその添付書類である「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」又は「保管場所使用承諾証明書」及び「保管場所の所在図・配置図」で構成されている。

当該申請書には、車名、型式、車台番号、自動車の大きさ、自動車の使用の本拠の位置、自動車の保管場所の位置及び申請者の住所・氏名、電話番号等が記録されており、保管場所使用権原疎明書面（自認書）又は保管場所使用承諾証明書には、保管場所として使用する土地又は建物の所在地及び所有者等の住所・氏名が記録され、保管場所の所在図・配置図には、使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置が分かる地図及び保管場所における駐車位置が記録されている。

## 3 条例第7条第2号の該当性について

第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、個人に関する情報の如何を問わず、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めている。

これは、個人のプライバシーについては、その内容及び範囲が個人によって異なり、法的にも社会通念上も必ずしも確立されていないものであるとの認識から、とりあえず特定の個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである（いわゆる個人識別型）。

また、「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうと解される。

ただし、本来保護する必要のない情報までも非公開情報に含まれてしまう結果となることから、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものを非公開情報から除外すべきものとして類型化し、同号ただし書き、ロ又はハに列挙している。

### (1) 同号本文の該当性について

個人の申請に係る本件公文書には、当該個人の住所・氏名が記録されていることから、特定の個人が識別され、同号本文に該当することは明らかである。

審査請求人は、非公開情報のほとんどが登録事項等証明書により公開されている旨を主張していることから、非公開部分の同号ただし書イの該当性について検討する。

## (2) 同号ただし書イの該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としている。

登録事項等証明書は、車両法の規定に基づき国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに記載されている事項を証明した書面で、何人も交付の申請をすることができる。ただし、自動車登録ファイルは、同法第36条の3第3項の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定は適用されない。

この登録事項等証明書の交付は、私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために、特定の自動車の登録番号を認識している当該自動車と何らかの関係のある者に限って、所有者の氏名等の個人情報を含めて公証するという、独自の制度として設けられているものである。

ところで、警察署長による自動車保管場所証明制度は、自動車の保有者等が自動車の保管場所を確保することにより、道路使用の適正化、道路交通の円滑化を図ることを目的として自動車保管場所法に規定される制度である。なお、同法には、本件公文書については、公表する規定がない。

確かに、本件公文書に記録されている情報のほとんどが登録事項等証明書に記載されているが、自動車保管場所証明制度と登録事項等証明制度は、上記のとおり、根拠法令及び目的が全く異なるものであり、条例に基づき本件公文書を公開した場合、車両法及び情報公開法の趣旨を没却すると言わざるを得ない。

また、登録事項等証明制度は通常、自動車の登録番号を特定した上で交付請求するものであるのに対して、本件公文書には自動車の登録番号は記録されていないために申請に係る自動車を特定することは困難であることから、本件公文書は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。

## 4 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第7条第3号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書は、公開しないことを定めたものである。

ただし、同号ただし書は、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、同号本文の例外として公開することとしている。

(1) 同号本文の該当性について

事業者から申請のあった本件公文書は、当該事業者の自動車の購入・運用等に関する情報であり、経営・営業方針にも関わる内部管理に関する情報である旨、実施機関は主張している。

事業者が事業活動に供することを目的として保有する自動車の中には、当該事業者の名称等が車体本体に記載されている場合があることから、必ずしも当該法人の内部管理に属する情報であるとは認められないものもある。

しかしながら、本件公文書を公開した場合、上記のとおり、車両法及び情報公開法の趣旨を没却すると言わざるを得ない。

したがって、本件公文書を公開することにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると認められる。

(2) 同号ただし書の該当性について

本件公文書の内容は、事業者が保有しようとする自動車に関するものであり、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 10. 11	○ 諮問を受けた。(諮問案件第54号)
14. 11. 22	○ 公安委員会から理由説明書を受理した。
15. 7. 4 (第101回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 7. 25 (第102回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 8. 6 (第103回審査会)	○ 実施機関から非公開理由を聴取した。
15. 9. 19 (第105回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 10. 10 (第106回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15. 11. 21 (第107回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 3. 23 (第110回審査会)	○ 事案の審議を行った。